

高森台自治会 個人情報保護管理規約

(令和6年4月改正版)

(目的)

第1条 この規約は、高森台自治会会則（以下「会則」という。）第50条第1項の規定に基づき、高森台自治会（以下「自治会」という。）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定める。

(責務)

第2条 自治会は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、自治会の活動において個人情報の保護に努める。

(個人情報の取得)

第3条 自治会は、基本的に入会申込書、退会届や行事参加申込書などの書面を通して個人情報を取得する。ただし、急を要するときなど必要に応じて口頭で取得する場合がある。

2 自治会は、障害や病気の内容などの要配慮個人情報については、災害時、事故時の支援等のために利用し、本人の同意を得て取得する。

3 自治会が取り扱う個人情報は、会員が同意する事項とし、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、緊急時の援護の要否、緊急時連絡先、その他の項目とする。

4 自治会は、共同利用する場合を除き、第三者（県・市役所・区役所を除く、自治会又は会員本人以外の者をいう。以下同じ。）が所有する名簿を受領した場合は、受領内容を記録し、保存する。

(利用)

第4条 自治会が保有する個人情報は、次の目的で利用する。

- (1) 会員名簿（役員・班長等の名簿含む）及び自治会の地域図の作成、配布、管理
- (2) 会費の請求、管理
- (3) 広報物の回覧・配布
- (4) 総会、会議、行事の運営
- (5) 会員の親睦・交流活動、訃報時の広報・弔慰金支給
- (6) 敬老祝対象者の把握
- (7) 防犯・防災の活動及び災害等緊急時の支援活動
- (8) その他総会で議決された事業またはこれらに付随する活動

(管理)

第5条 自治会は、個人情報データ紛失や漏洩を防止するため、名簿の施錠管理、パソコンのパスワード管理並びにパソコン上及び電磁記録媒体内の名簿にはパスワードを設定することにより安全管理を図る。また、個人情報を取り扱うパソコンには、必ずウイルス対策ソフトを入れるものとし、ウイルス対策ソフトが入っていないパソコンでの取り扱いを禁ずる。

2 自治会における個人情報の管理者は、会長及び会長が指定する者とする。

3 自治会における個人情報の取扱者は、本部役員、班長、要援護者を支援する者とする。

4 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

5 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

第6条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (6) 伊勢原市およびこれらに準じる公共目的の団体が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (7) 委託の場合
- (8) 共同利用の場合

2 自治会は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く。）に提供した場合は、提供した内容を記録し、保存する。

(開示および訂正)

第7条 自治会は、保有する個人情報について開示および訂正等の申し出があった場合、速やかに情報の開示及び訂正を行うものとする。ただし、各会員に既に配布されている 会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができる。

(漏洩発生時等の対応)

第8条 取扱者は、個人情報を漏洩、滅失、毀損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

(秘密保持義務)

第9条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第10条 自治会における個人情報の開示請求及び取り扱いについての相談窓口は、事務局とし、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項は、役員会で審議のうえ、これを決定する。

2 この規約の改廃は、会則第50条第2項による。

付 則

この取扱規定は、令和4年4月17日から施行する。

付 則 (令和6年4月21日)

本規約は、令和6年4月21日から施行する。(会則改定に伴い、表題、条文等追加修正)